

山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成24年7月9日(月)午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

石原詠美子委員, 内山真理子委員, 岡田伸之委員, 白石資朗委員, 田中耕太郎委員, 田中理絵委員, 三代川三千代委員(委員長), 山賀美千代委員

[オブザーバー]

藤井事務局長, 藤澤首席家庭裁判所調査官, 安倍首席書記官

第4 議題等

1 三代川委員長あいさつ

2 新任委員自己紹介

3 プレゼンテーション「家事調停手続及び家事調停委員について」(藤村主任書記官)

4 模擬調停

5 調停室, 児童室見学及び休憩

6 意見交換

テーマ「家事調停手続及び家事調停委員について」について, 意見交換を行った。

【意見交換の概要】

[◎:委員長 ○:委員(委員長を除く。) ●:オブザーバー △:説明者]

- 裁判所というとあまり出入りするような場所ではないと思われがちであるが, 調停のようにきめ細かで人情の機微に触れるような手続があるのであれば, 夫婦げんかをしたのでちょっと裁判所に行ってみようというよう

に利用されたら良いのではないかと思います。調停委員の説得によって考え方を改めて、夫婦がやり直したということはよくあることなのか。

- ◎ やり直すというケースもないではないが、家庭裁判所まで来ると、やり直すことは難しいと感じている。
- 弁護士に相談をするという段階で、既にやり直しは難しく、私が代理人として関与した件で、夫婦がやり直すに至ったという経験はない。
- 円満解決できた例は少ないという印象である。識見豊かな調停委員の話聞いても元通りになるということは少ないように思う。裁判所は、「ちょっと行ってくる。」というような場ではないのかも知れない。こじれる前に裁判所に来てもらえればとも思うが、裁判所に来るときには既に関係の修復は困難な状態である。
- 裁判所というと、裁きを受ける場と考えられて身構える人が多いのではないと思うが、もっと早い段階で関係を修復するということがあり得るのではないと思う。
- ◎ 確かに、以前は、夫婦間の問題については、親に相談したり、親族や地域の人に間に入ってもらうことが一般的で、それでもどうにもならない場合に裁判所に来るといったものだったが、今の当事者を見ると、夫婦間で大した話し合いをせずに別居し、離婚を心に決めてきて、家裁から意見をしてほしいという気持ちで来ることが多いように感じている。
- 私が3月まで在籍した相談機関では、今後、夫婦関係をやり直して円満解決を希望する相談者にも裁判所へ相談するよう勧めていたし、離婚をすと決めている相談者にも、親権等の難しい問題があるので、やはり裁判所へ相談するよう勧めていた。
- 先程の模擬調停において、調停委員が「今、一緒に住んでおられる御家族はどなたですか。」などと既に裁判所に提出済みの申立書から明らかなことを尋ねていたが、それは、本人に語らせたいという趣旨なのか。

申立人からすれば「申立書を読んでもらっているのだろうか。」と思いかねないし、既を書いて提出した内容をもう一度言わされて傷ついたという意見を聞いたことがある。

◎ 尋ね方は調停委員によるのだが、「申立書に書いてあるとおりにですか。」という尋ね方をすると、イエスかノーの答えになってしまう。「申立書は読みましたが、確認させてください。」と言った方が良いかも知れないが、本人に語ってほしいという気持ちはあると思う。例えば、「申立書の内容は拝見しているが、ここでは重ねてお尋ねします。」などと言えば良いのではないかと思うが、いかがか。

○ 弁護士がついている当事者に対しても、「提出された申立書等はすべて読んでいるし、弁護士もついておられるけれども、御本人からお話ししていただきたい。」と調停の席で説明される調停委員がおられ、私が調停委員として調停に関与したときに、その言葉を使わせてもらった。

◎ 調停委員は、当事者とのやりとりや言葉遣いに気をつけているが、当事者に不快な思いをさせないようにしたい。

○ 私が裁判官として調停に入った際、記載内容のニュアンスについて質問をしたときに、「書いてあるとおりにです。」と答えられたことがあるが、このような場合には、話したくないのかなとも思う。

もともと、性的暴力などが絡む場合等には特に気をつけているし、調停委員も気を遣っていると感じる。

○ 調停委員は、その職務上、当事者双方の調整をする必要があるが、精神的に相当の負荷がかかるのではないか。

◎ 調停委員から当事者間の対立が激しいと聞いた上で、私が調停に入って当事者双方から事情を聞くことがあるが、頑なな考えで相手を攻撃するばかりで、自分の問題をどのように解決するかということを考えていない当事者がおり、私も調停委員もストレスを感じることもある。

- 模擬調停を見ていて、感情的になっている当事者に対して、調停委員が「まあ、そう言わずに。」「あなたも色々御苦労があるのですね。」などと言いながら、衝突せずに軽く受け流すことにより、当事者の気持ちが和らぐのを待っていたが、それも良い方法だと感じた。
- 男女間の問題では、例えば男の方が勝手なことを言ったりするような、男女別での傾向というのはあるか。
- 私は夫婦関係の事件で夫側にも妻側にも代理人としてついていたことがあるが、それぞれに言い分があり、男性又は女性が一方的に悪いということはない。
- ◎ 最近、「性格が合わない。」とか「精神的に追い詰められる。」ということを理由に挙げて調停を申し立てる例が多い。これは、調停申立書のその部分をチェック方式で選択する方法としているので、その影響かもしれない。詳しく理由を聞いてみると、子供が生まれた後、育児や家事に追われているが、そんな自分を相手方は顧みず、残業ばかりして理解を示してくれない、といった感じの申立人が多い。

これなどは、双方の日ごろからのコミュニケーション不足が問題なのだと思う。
- 当事者の一方又は双方に弁護士が代理人としてついている場合に、弁護士が同席したり、弁護士のみが出頭する場合があると思うが、そのとき調停委員はどのように話を聞いているのか。
- 私が弁護士として本人について行くときでも、まずは本人に語ってもらって、私は補足をするように心掛けている。本人しか知らないこともあり、本人でないと語れないことがある。
- 弁護士が代理人としてついても、調停委員が、代理人を外して、御本人とだけ話をしたいと言うことはないのか。
- ◎ 代理人（弁護士）がいる場合に、代理人を外して本人と話をすることは、

本人と代理人との間の信頼関係を損ねることになるので、裁判所としては、それは行わない。

- 当事者の一方が両親の影響を受けているような場合に、両親から直接、話を聞くことがあるのか。また、親族が代理人となることはあるのか。
- ◎ 付き添って来ることはあるが、代理人についてはあまり例がない。また、親族の発言力が大きいという場合でも、本人に決めてもらいたいので、その親族に同席してもらうこともあまりない。
- 当事者が両親の影響を強く受けているケースで、両親を連れて来てきてもらい、その両親を説得したという例があった。
- 両親を呼ぶこともあるのだが、家事調停というのは両性の個人の尊厳をベースにした制度であるので、親の意向を聞いて決めるということあまりしない。
- 両親や親族の意見が影響しているときに、模擬調停では、調査官が調査をしていたが、調停委員が調停期日で質問をするのは、一般的なのか。
- 事情聴取の専門家である調査官が調査する方が、必要な情報が出てくる。調停委員が直接両親や親族から事情聴取をすることは実例としては一般的ではないが、病気を患っている当事者が出頭するのに付き添いが必要かという判断のために、調停委員に事情を聞いてもらうことはある。
- 一般の方は、調停申立書を簡単に書くことができないと思うが、記載方法は裁判所でレクチャーするのか。
- △ 窓口に来られた方には、職員が事情を聞いてその解決のための手続を案内している。どの手続を選択するかは御本人に決めてもらうが、即日申立書を提出する方にも、一旦申立書書式を持ち帰って後日提出する方にも、疑問点があれば回答している。
- 調停委員は、例えば不動産に関する知識などの専門知識を有している方もいると思うが、調停に関与するとなると、人の気持ちを酌むという別の専

門的技能が必要となると思う。その点に関する研修は行っているのか。

● 新任の調停委員に対しては、研修を2回実施している。1回目は調停委員の仕事の中身についての研修を、2回目には面接技術等についての研修を行っており、それ以外の研修も毎年複数回実施している。

○ 本当に調停委員に適任な人材を確保することは難しいと思う。経験は重要だが、それが社会的地位のある人とは必ずしもならないのではないか。

● 調停委員選考委員会では、面接を重視している。人柄や意欲のほか、こちらの言うことをしっかり理解してバランスの良い回答ができるかという点に注意して選考している。

○ 調停委員は男女ひとりずつというのが原則か。DVの被害者で、男性を恐れている申立人の場合、男性を調停委員から外すということはないのか。

○ レアケースだと思うが、まず女性の調停委員のみが事情を聞いたところ落ち着いた様子だったので、男性調停委員も入って良いかと意見を聞いた上で、男性調停委員も入ったというケースを経験したことはある。相手方である夫との公平性という観点から、女性の調停委員だけで進行するのは難しいと思う。

○ 調停制度を使いやすくするためには、まず調停制度を知ってもらう必要があるが、その広報について何か御意見があれば伺いたい。

○ 市民講座や生涯学習などを通じて分かりやすい説明をすると、伝播力があるのではないか。地方自治体によっても開催されているし、大学によるサテライトカレッジやコミュニティカレッジのような若い学生以外の方を対象にした学びの場も増えている。

大学や地方自治体の担当部署に相談すれば、裁判所が話をすることも十分可能だと思う。

◎ 今年は調停制度設立90周年でもあり、利用しやすい裁判所となるために、まずは知ってもらうことに取り組みたい。

7 次回テーマ

次回のテーマとして、(成年) 後見制度を取り上げることが了承された。

8 次回期日

平成25年3月11日(月) 午後2時

9 三代川委員長あいさつ

以 上